

とちぎ広域消防事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

〔 令和 2 年 2 月 28 日 〕
〔 条 例 第 1 号 〕

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の 2 第 4 項及び第 5 項並びに第204条第 2 項及び第 3 項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第 5 項の規定に基づき、法第22条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償について定めるものとする。

(準用規定)

第 2 条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する事項は、当該会計年度任用職員の勤務地の属する市町村の当該事項が規定されている条例の規定を準用する。

附 則（令和 2 年 2 月 28 日）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。